

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	経済戦略局 観光部 観光課 (06-6469-5164)
処分課 (担当) 名	大阪城パークセンター (指定管理者)
処分の名称	大阪城天守閣利用料金の減免
概要	次に掲げる要件を満たす方については、観覧料が免除されます。
根拠法令等 及び条項	大阪城天守閣条例 第 10 条第 2 項、第 5 項 大阪城天守閣条例施行規則 第 2 条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>○大阪城天守閣条例による</p> <p>第10条 2 天守閣を観覧し、又は天守閣資料の貸出し(他の城郭、博物館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く。)を受けようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、次に掲げる者に係る観覧料については、この限りでない。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校(これに準ずるものを含む。)の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。)の生徒 (2) 市長が発行する特別入館券を提示する者 (3) その他市長が特別の事由があると認める者 5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる</p> <p>○大阪城天守閣条例施行規則による</p> <p>第2条 条例第5条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第10条第5項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)を減額することができる。 (1) 教職員が引率する高等学校(これに準ずるもの(特別支援学校の高等部を除く。))を含む。)の生徒の団体が大阪城天守閣(以下「天守閣」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)が当該教職員を含み15人以上であるもの 条例第10条第1項に規定する観覧料(以下「観覧料」という。)の5割に相当する額 (2) 前号に掲げる団体以外の団体が観覧者が15人以上であるもの 観覧料の3割に相当する額 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める者 利用料金の5割に相当する額以下で市長が定める額 2 指定管理者は、条例第10条第5項の規定により、次の各号に掲げる利用料金を免除することができる。 (1) 教職員が引率する特別支援学校の高等部の生徒及び当該教職員の観覧料 (2) 幼稚園(これに準ずるもの(保育所を除く。))を含む。)、小学校(これに準ずるものを含む。))又は中学校(これに準ずるものを含む。))の園児、児童又は生徒を引率する教職員の観覧料 (3) 社会福祉施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する施設をいう。以下同じ。))の職員が引率する入所者(社会福祉施設に入所している者をいう。以下同じ。))、入所者に同伴する観覧者で当該入所者の介護を行うもの及び当該職員員の観覧料 (4) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者の観覧料 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特別の事由があると認める者の利用料金</p> <p>○大阪城天守閣観覧料等減免要綱による。</p> <p>第1条 この要綱は大阪城天守閣条例(昭和24年大阪市条例第59号。以下「条例」という。)第10条の規定による大阪城天守閣(以下「天守閣」という。)の観覧料、特別の展示に係る観覧料及び貸出料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校(以下「学校園等」という。)の保育士又は教職員が、学校園等行事で園児、児童又は生徒を引率して天守閣に入場しようとするとき、その事前視察のときは、当該保育士又は教職員の観覧料特別の展示に係る観覧料及び特別の展示に係る観覧料を免除する。 第3条 次の各号に掲げる法律に基づき設置された社会福祉施設の入所者及び入所者を引率した職員が天守閣に入場しようとするときは、当該入所者及び入所者1名につき1名の職員の観覧料及び特別の展示に係る観覧料を免除する。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 3 次の各号に掲げる法令の規定による手帳等の所持者及びその介護者が天守閣に入場しようとするときは、当該所持者及び所持者1名につき1名の介護者の観覧料及び特別の展示に係る観覧料を免除する。 (1) 第1項第3号に掲げる法律の規定による身体障害者手帳 (2) 第1項第5号に掲げる法律の規定による精神障害者保健福祉手帳 (3) 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令103号)の規定による判定書 (4) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定による被爆者健康手帳 (5) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定による戦傷病者手帳 第4条 大阪市内在住の65歳以上の市民で本市発行の健康手帳又は敬老優待乗車証等を所持している者は、観覧料及び特別の展示に係る観覧料を免除する。 第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、観覧料及び特別の展示に係る観覧料を免除することができる。 (1) 市政に関する相互交流等のため、天守閣を視察するとき (2) 団体観覧の事前調査のため、天守閣を視察するとき (3) その他特別な事由により、大阪市が必要であると認めるとき 第7条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、館藏品等の貸出料を免除することができる。 (1) 博物館法に基づく登録博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設に貸し出すとき (2) 国又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に関係することを目的とするとき (3) 学校の教育又は研究所の研究に使用することを目的とするとき (4) 報告書又は学会誌等において学術調査又は研究の成果を公表することを目的として使用するとき (5) その他特別な事由により、教育委員会が必要であると認めるとき</p>
標準処理期間	即日～3日
経由日数	なし
提出先	大阪城パークセンター (指定管理者)
提出時期	随時
提出方法	上記減免要綱第3条第3項、第4条に該当する場合は、手帳等を窓口で提示。その他の減免については、事前に申請用紙を郵送等で3日前までに提出(FAX不可)することで無料入館可能。
手数料	不要
相談窓口	大阪城パークセンター (指定管理者)
ホームページ	<a href="http://www.osakacastle.net/">http://www.osakacastle.net/</a>
備考	